平成29年(2017年)4月20日都市計画審議会資料都市政策推進室中野駅周辺地区整備担当

中野駅西口地区に係る都市計画案について

1 都市計画案の名称

- (1) 東京都市計画地区計画中野駅西口地区地区計画の変更について(中野区決定)
- (2) 東京都市計画用途地域の変更について (東京都決定)
- (3) 東京都市計画高度地区の変更について(中野区決定)
- (4) 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(中野区決定)

2 理由

理由書(別紙 $1-1\sim4$)のとおり

3 都市計画の概要

(1) 東京都市計画地区計画中野駅西口地区地区計画《変更》

名称 中野駅西口地区地区計画

面積 約2.3ha

(2) 東京都市計画用途地域《変更》

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
中野区中野 三丁目及び 中野四丁目 各地内	第一種中高層住居専用地域 建ペい率 60% 容積率 200% 敷地面積の 最低限度 60㎡	商業地域 建ペい率 80% 容積率 400% 敷地面積の 最低限度 -㎡	約 0. 9ha	用途、建ペい率、 容積率及び敷地 面積の最低限度 の変更

(3) 東京都市計画高度地区《変更》

変更箇所	変更前	変更後	面積
中野区中野三丁目及び中 野四丁目各地内	第2種高度地区	指定なし	約 0. 9ha
中野区中野三丁目及び中 野四丁目各地内	第3種高度地区	指定なし	約 0. 2ha

○地区計画による特例(追加)

(4) 東京都市計画防火地域及び準防火地域《変更》

変更箇所	変更前	変更後	面積
中野区中野三丁目及び中 野四丁目各地内	準防火地域	防火地域	約 0.9ha

4 都市計画の案

別紙2のとおり

(1) 東京都市計画地区計画中野駅西口地区地区計画

総括図(1頁) 計画書(2頁) 位置図(8頁) 計画図(9頁)

(2) 東京都市計画用途地域

総括図(28頁) 計画書(29頁) 位置図(30頁) 計画図(31頁)

(3) 東京都市計画高度地区

総括図 (34 頁) 計画書 (35 頁) 位置図 (38 頁) 計画図 (39 頁)

(4) 東京都市計画防火地域及び準防火地域

総括図(43頁) 計画書(44頁) 位置図(45頁) 計画図(46頁)

5 当該都市計画の経緯及び今後のスケジュール

平成28年 9月20日 中野駅西口地区まちづくり説明会

12月 1日 都市計画原案に係る説明会

平成29年 2月 9日 都知事協議回答(意見なし)

2月21日 都市計画案に係る説明会

2月22日~3月8日 都市計画案の公告・縦覧及び意見収集

図書の縦覧者 2名

意見書の提出 26通

4月20日 中野区都市計画審議会

5月19日 東京都都市計画審議会予定(用途地域)

6月下旬 都市計画変更(告示)予定

6 都市計画の案に対する意見書の要旨及び区の見解

別紙3のとおり

1 種類・名称

東京都市計画地区計画 中野駅西口地区地区計画

2 理由

本地区を含む中野駅周辺地区は、「中野区都市計画マスタープラン(平成21年4月)」において「商業・業務地区」に位置付けられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備を進めながら「広域中心拠点」として育成するとともに、駅周辺道路、ペデストリアンデッキの整備などを進め、駅周辺の回遊性を高めることとされている。また、「中野駅周辺まちづくクランドデザイン Ver.3 (平成24年6月)」では、中野駅周辺の4つの地区のそれぞれのまちの個性を活かしながら、多様な都市機能の配置・集積を図り、活力と魅力を高めるとともに、相互に連携し合い、相乗的に発展していけるよう、駅を中心とした回遊ネットワークを形成するための動線整備を進めることとされている。

上記方針を受け、本地区においては、平成27年3月に中野駅南北地区の相互の回遊性を確保する「中野歩行者専用道第2号線(西側南北通路)」、その南側の受け口となる「中野駅西口広場」、駅直近から桃丘小跡地にかけて面的なまちづくりを行う「中野三丁目土地区画整理事業」について、都市計画決定された。

さらに、これらの都市計画に基づく事業を実現するため、立体道路制度を活用した地区計画を決定し中野駅上空への西側南北通路、駅施設及び駅ビルの一体的な整備を行うとともに、土地区画整理事業による土地利用の見直しと併せた商業、業務、住宅など多様な都市機能の集積や中野駅西口広場の整備、駅につながる安全で快適な交通動線の整備を進めることが検討されている。

このような背景を踏まえ、今回、土地区画整理事業の進捗に伴う街区の再編や道路等の基盤整備と併せ、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な有効利用と都市機能の更新を進めるため、B-1地区、B-2地区、B-3地区、B-4地区及びC地区の面積約1.1~クタールの区域について地区整備計画の内容を追加するとともに、関連する土地利用の見直しに伴い、A-3地区をA-2地区へ統合する面積約0.1~クタールの区域について変更するため、地区計画の変更を行うものである。

1 種類·名称

東京都市計画用途地域(中野区分・中野駅西口地区地区計画関連)

2 理由

本地区を含む中野駅周辺地区は、「中野区都市計画マスタープラン(平成21年4月)」において「商業・業務地区」に位置付けられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備を進めながら「広域中心拠点」として育成するとともに、駅周辺道路、ペデストリアンデッキの整備などを進め、駅周辺の回遊性を高めることとされている。また、「中野駅周辺まちづくクランドデザイン Ver. 3 (平成24年6月)」では、中野駅周辺の4つの地区のそれぞれのまちの個性を活かしながら、多様な都市機能の配置・集積を図り、活力と魅力を高めるとともに、相互に連携し合い、相乗的に発展していけるよう、駅を中心とした回遊ネットワークを形成するための動線整備を進めることとされている。

上記方針を受け、本地区においては、平成27年3月に中野駅南北地区の相互の回遊性を確保する「中野歩行者専用道第2号線(西側南北通路)」、その南側の受け口となる「中野駅西口広場」、駅直近から桃丘小跡地にかけて面的なまちづくりを行う「中野三丁目土地区画整理事業」について、都市計画決定された。

さらに、これらの都市計画に基づく事業を実現するため、立体道路制度を活用した地区計画を決定し中野駅上空への西側南北通路、駅施設及び駅ビルの一体的な整備を行うとともに、土地区画整理事業による土地利用の見直しと併せた商業、業務、住宅など多様な都市機能の集積や中野駅西口広場の整備、駅につながる安全で快適な交通動線の整備を進めることが検討されている。

こうしたことから、今回、土地区画整理事業の進捗に伴う街区の再編や道路等の基盤整備と併せ、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な有効利用と都市機能の更新を進めるため、地区計画の変更を行うこととなった。

このような背景を踏まえ、土地利用の観点から検討した結果、面積 約0.9~クタールの区域について用途地域の変更を行うものである。

1 種類・名称 東京都市計画高度地区

2 理由

本地区を含む中野駅周辺地区は、「中野区都市計画マスタープラン(平成21年4月)」において「商業・業務地区」に位置付けられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備を進めながら「広域中心拠点」として育成するとともに、駅周辺道路、ペデストリアンデッキの整備などを進め、駅周辺の回遊性を高めることとされている。また、「中野駅周辺まちづくクランドデザイン Ver. 3 (平成24年6月)」では、中野駅周辺の4つの地区のそれぞれのまちの個性を活かしながら、多様な都市機能の配置・集積を図り、活力と魅力を高めるとともに、相互に連携し合い、相乗的に発展していけるよう、駅を中心とした回遊ネットワークを形成するための動線整備を進めることとされている。

上記方針を受け、本地区においては、平成27年3月に中野駅南北地区の相互の回遊性を確保する「中野歩行者専用道第2号線(西側南北通路)」、その南側の受け口となる「中野駅西口広場」、駅直近から桃丘小跡地にかけて面的なまちづくりを行う「中野三丁目土地区画整理事業」について、都市計画決定された。

さらに、これらの都市計画に基づく事業を実現するため、立体道路制度を活用した地区計画を決定し中野駅上空への西側南北通路、駅施設及び駅ビルの一体的な整備を行うとともに、土地区画整理事業による土地利用の見直しと併せた商業、業務、住宅など多様な都市機能の集積や中野駅西口広場の整備、駅につながる安全で快適な交通動線の整備を進めることが検討されている。

こうしたことから、今回、土地区画整理事業の進捗に伴う街区の再編や道路等の基盤整備と併せ、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な有効利用と都市機能の更新を進めるため、地区計画の変更を行うこととなった。

このような背景を踏まえ、市街地環境と土地利用の観点から検討した結果、面積約1.1~クタールの区域について高度地区の変更を行うものである。

1 種類·名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域

2 理由

本地区を含む中野駅周辺地区は、「中野区都市計画マスタープラン(平成21年4月)」において「商業・業務地区」に位置付けられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備を進めながら「広域中心拠点」として育成するとともに、駅周辺道路、ペデストリアンデッキの整備などを進め、駅周辺の回遊性を高めることとされている。また、「中野駅周辺まちづくりランドデザイン Ver. 3 (平成24年6月)」では、中野駅周辺の4つの地区のそれぞれのまちの個性を活かしながら、多様な都市機能の配置・集積を図り、活力と魅力を高めるとともに、相互に連携し合い、相乗的に発展していけるよう、駅を中心とした回遊ネットワークを形成するための動線整備を進めることとされている。

上記方針を受け、本地区においては、平成27年3月に中野駅南北地区の相互の回遊性を確保する「中野歩行者専用道第2号線(西側南北通路)」、その南側の受け口となる「中野駅西口広場」、駅直近から桃丘小跡地にかけて面的なまちづくりを行う「中野三丁目土地区画整理事業」について、都市計画決定された。

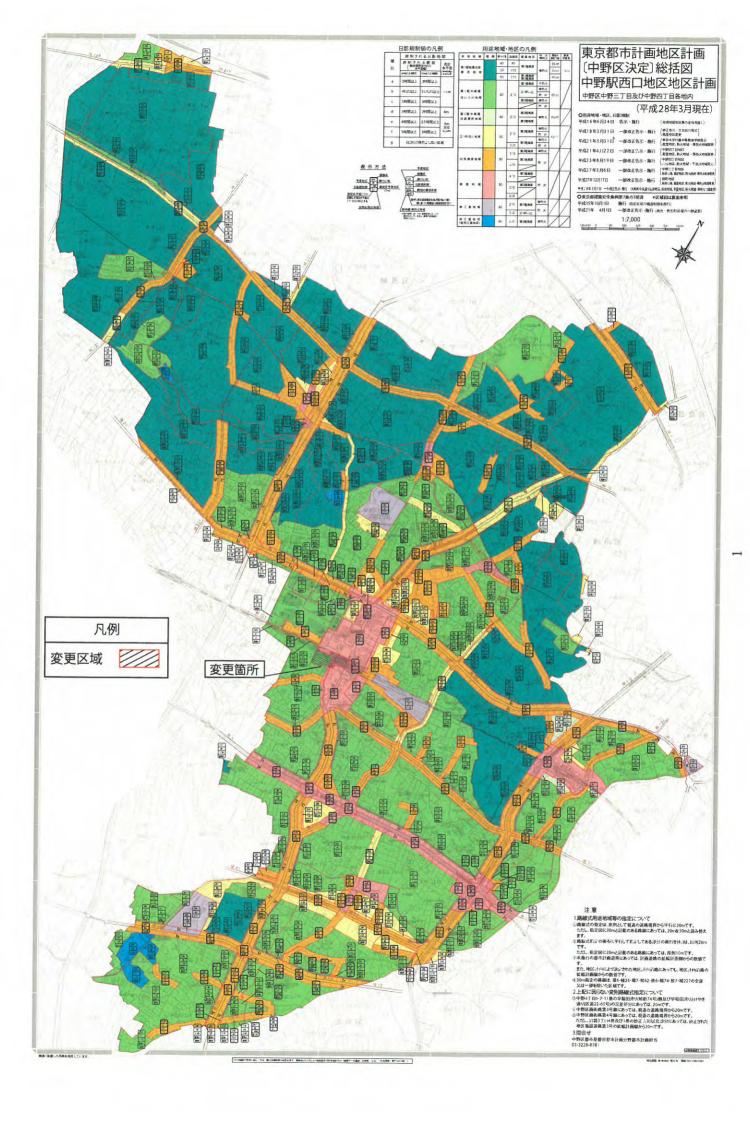
さらに、これらの都市計画に基づく事業を実現するため、立体道路制度を活用した地区計画を決定し中野駅上空への西側南北通路、駅施設及び駅ビルの一体的な整備を行うとともに、土地区画整理事業による土地利用の見直しと併せた商業、業務、住宅など多様な都市機能の集積や中野駅西口広場の整備、駅につながる安全で快適な交通動線の整備を進めることが検討されている。

こうしたことから、今回、土地区画整理事業の進捗に伴う街区の再編や道路等の基盤整備と併せ、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な有効利用と都市機能の更新を進めるため、地区計画の変更を行うこととなった。

このような背景を踏まえ、都市防災上の観点から検討した結果、面積約0.9~クタールの区域について防火地域及び準防火地域の変更を行うものである。

中野駅西口地区に係る都市計画案

(1)	東京都市計画地区計画中野駅西口地区地区計画の変更	
	○総括図・計画書・位置図・計画図	 1頁
(2)	東京都市計画用途地域の変更(東京都決定) 〇総括図・計画書・位置図・計画図	 28 頁
(3)	東京都市計画高度地区の変更 ○総括図・計画書・位置図・計画図	 34 頁
(4)	東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更 〇総括図・計画書・位置図・計画図	 43 頁



東京都市計画地区計画の変更(中野区決定)

都市計画中野駅西口地区地区計画を次のように変更する。

名称	中野駅西口地区地区計画
位 置※	中野区中野三丁目及び中野四丁目各地内
面 積※	約2.3 h a
地区計画の目標	本地区は、中野駅南口の西側に位置し、地域の暮らしに密着した個人商店や中低層住宅などが立地している地区である。本地区を含む中野駅周辺地区は、中野区都市計画マスタープラン(平成21年4月)において「商業・業務地区」に位置付けられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備を進めながら「広域中心拠点」として育成するとともに、駅周辺道路、ペデストリアンデッキの整備などを進め、駅周辺の回遊性を高めることとしている。また、中野駅周辺まちづくりグランドデザイン Ver. 3(平成24年6月)では、中野駅周辺の4つの地区のそれぞれのまちの個性を活かしながら、多様な都市機能の配置・集積を図り、活力と魅力を高めるとともに、相互に連携し合い、相乗的に発展していけるよう、駅を中心とした回遊ネットワークを形成するための動線整備を進めることとしている。このことから、本地区においては、立体道路制度を活用した、中野駅上空への西側南北通路、駅施設及び駅ビルの一体的な整備を通じ、本地区を含めた駅周辺への回遊動線の確保を図るとともに、更なる来街者の増加や地域生活の利便性の向上を図る。また、土地の合理的かつ健全な有効利用と都市機能の更新を進めるため、駅直近から線路沿い桃丘小跡地にかけて、街区の再編や道路を整備する面的なまちづくりを行い、商業、業務、住宅など多様な都市機能の創出を図るとともに、西側南北通路における南側の新たな玄関口としての駅前広場の整備や駅につながる安全で快適な交通動線を確保し、防災性や利便性を高め、文化的なにぎわいと暮らしが調和した複合市街地の形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	中野区の「広域中心拠点」の形成に向けて、地区の立地特性を踏まえ、三つの地区に区分し、土地利用の方針を以下に定める。 1. A地区 ・立体道路制度を活用し、中野駅上空に西側南北通路、西側改札及び駅ビルを一体的に整備し、駅から駅前広場及び周辺のまちへと続く安全で快適な歩行者動線と非常時における広域避難場所への誘導動線を確保し、本地区を含めた駅周辺の回遊性と生活利便性の向上を図る。 ・駅と周辺のまちの機能が融合した魅力的なにぎわいを創出するため、駅上空に商業機能等を形成し、来街者及び区民の利便性の向上を図る。 2. B地区 ・土地区画整理事業により、西側南北通路における南側の新たな玄関口として、みどりの創出とユニバーサルデザインに配慮した中野駅西口広場を整備し、交通結節機能の強化を図るとともに、街区の再編や道路の整備を行い、地区内外の回遊性の向上と防災性や利便性を高め、後背の住宅地を含む地域全体の生活環境の向上を図る。 ・駅から連続したにぎわいの形成と地域生活の利便性を高めるため、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な有効利用を誘導し、にぎわいを創出する拠点施設の整備や商業、業務、住宅等の多様な都市機能が集積した複合的な土地利用を図る。 ・共同化や協調建替え等にあわせて歩行者空間及び、人々の憩いや交流の場となるオープンスペースを創出し、駅へつながる安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。また、拠点施設には一般交通の機能の向上に資する施設として自転車

			駐車場を整備し、地区内外における自転車交通の利便性及び安全性の向上を図る。					
			3. C地区					
				区の再編や道路の整備を行い、地区のE		線を確保するとともに、駅直近		
		- 1.61	の利便性と後背の落ち着いた住宅地と調和した良好な住環境の形成を図る。 5針 安全・快適な利便性の高い都市空間の形成と防災性の向上を図るため、地区施設の整備の方針を次のように定める。					
	地区施設の整備	前の万針	> -	市空間の形成と防災性の同上を図るため	の、地区施設の整備の方針	†を次のように定める。		
			1. 区画道路	ともに、安全で快適な歩行者空間を確保	日子でため、 中枢町両口	広担なく 然北の仕字地。 しった		
				ともに、女主で伏適な少行有空间を確認 成を図る。また、災害時における緊急車				
	建築物等の整備	生の士会!.		, , = , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,			
	建築物寺の登り	用リノカず下		ふさわしい土地利用の誘導と良好な街』 ゕヱ	此みの形成を図るために	、地区の状況に応して、建築物		
				りる。 道路の上空において建築物等の整備を-	- 体的に行るため、拠害	計画送吸の夕新 重複利用区域		
			及び建築物等の建築又は建			可回垣崎の石が、重後利用区域		
		2. 複合市街地として健全な商業環境の形成とにぎわいの創出を図るため、建築物等の用途の制限を定める。						
	3. 適正かつ合理的な土地の有効利用を図るとともに、後背の住宅地と調和した良好な住環境を保全するため、地区の特性に							
				高限度、建築物の建ペい率の最高限度、		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
			高限度を定める。					
			4. 回遊性のある安全で快適な	歩行者空間及び良好な相隣関係を確保で	するため、壁面の位置の	制限及び壁面後退区域における		
			工作物の設置の制限を定める	3 .				
				並みの形成を図るため、 建築物等の形	態又は色彩その他の意匠	の制限及び垣又はさくの構造の		
			制限を定める。					
			_, _, _, _, _, _, _, _, _, _,	計画図2-3で壁面の位置の制限が定め				
				の特性に応じた良好な街並みの形成を記				
				の高さの最高限度、壁面の位置の制限』 烙斜線制限と前面道路幅員による容積率		る工作物の設直の制限を一体的 		
				治科禄刑限と前面垣路幅貝による谷債率 都市基盤整備の進捗に応じた合理的な-		域の特殊と公共協設の敷借状況		
			7. 工地区画宝母事業等による に応じた容積率の最高限度を		上地利用で囚るため、囚	吸い付任と公共施設の歪曲状況		
地	位. 置	 <u></u>	中野区中野三丁目及び中野四丁目各地内					
区		 責	約2.0ha					
整	地区施設の配 種類		名称	幅員	延長	備考		
備計	置及び規模		400	()は地区外を含めた全幅員	延大	1佣石		
画		道路	区画道路1号※	9 m	約180m	既存拡幅		
			区画道路2号	6 m (8 m)	約 55m	既存拡幅		
			区画道路3号※	8 m	約130m	新設・既存拡幅		
			区画道路 4 号	6 m	約 40 m	新設		
		1	区画道路5号※	8 m	約 40 m	既存拡幅		

			区画道路(6 号※	8 m		約 35 m	既存拉	幅
	区画道路7号			2 m (4 r	n)	約 15m	既存拉	幅	
			区画道路	8号	4 m		約 15m	新設	
建	地区	の名称	A-1地区	A-2地区	B-1地区	B-2地区	B-3地区	B-4地区	C地区
建築物等に	区分	面積	約0.8ha	約0.1ha	約0.4ha	約0.3ha	約0.1ha	約0.1ha	約0.2ha
物	建築	物等の用途	風俗営業等の規	規制及び業務の通		桑物は建築しては	_		
して	の制	限※	正化等に関する流	去律第2条第15	• •		冨舎又は下宿(以下	_	_
関			各号に掲げる風色	谷営業及び同条第	! *		共するもの。ただし、		
すっ			5項に該当する言		ν		指段、昇降機、管理 1000年11月1日 1000年11月1日 1000年11月 1000年11月 1000年11月 1000年11月 1000年11月 1000年11月 1000年11月 1000年11月		
る事			建築物は建築して	はならない。			、駐車場、自転車駐		
項						長が認めるものは			
							の適正化等に関するる風俗営業及び同条		
						1 頃谷方に掲げ <i>、</i> する営業の用に供			
			10分の60	10分の40	カリスに映画	7 0 百米 0 / 11 (C)	10分の40		10分の20
			100,000	10), 10	_	-	ただし、建築基準	_	ただし、区画道路7号
							法第59条の2第1		のみに接する敷地につい
							項 (総合設計) の規		ては10分の18とし、
							定に基づき許可を受		区画道路8号のみに接す
							けた建築物について		る敷地については10分
	建						は、その許可の範		の16とする。
	柴 物						囲内において、上		
	建築物の容積率						記限度を超えるも		
	谷 積						のとすることがで		
	率 _						きる。		
	の是	区域の特性に			10分の40				
		応じた容積率	_	_	, , , , ,	基準法第59条	_	_	_
	限	の最高限度			の2第1項(総				
	度	(目標容積率)			に基づき許可を				
	'•`				ついては、その				
					おいて、上記限				
		ハルヤーの事			とすることができ				
		公共施設の整備の出犯に対			1. 地区施設の				
		備の状況に応 じた容積率の				10分の20又 ×0.4のいずれ			
	1 1	した谷惧学の			はW (仕1)	^U. 4 V/V 19 4U			

最高限度(暫定容積率)		する。ただし、 59条の2第 計)の規定に けた建築物に 許可の範囲内	, - 3		
建築物の建ペい 率の最高限度	10分の8 1. 建ペい率の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で建築基準法第53条第3項第二号の規定により特定行政庁が指定するものの内にある建築物にあっては上記に定める数値に10分の1を加えたものをもって上記に定める数値とする。 2. 耐火建築物にあっては建ペい率の規定は適用しない。		_	_	_
建築物の敷地面積の最低限度	_	1,000m²	60㎡ ただし、土地区画整理事業による 換地(仮換地を含む。以下同じ。)面 積が60㎡未満の場合においては、 当該換地面積とする。	_	60㎡ ただし、土地区画整 理事業による換地面積 が60㎡未満の場合に おいては、当該換地面 積とする。
建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、GL +31mとする。 (GLは、T.P.+47.9mとす る。)	(GLは地盤面の ただし、建築	最高限度は、GL+31mとする。 の高さとする。) 基準法第59条の2第1項(総合設 づき許可を受けた建築物については する。	_	建築物の高さの最高 限度は、GL+20 mとする。 (GLは地盤面の高 さとする。)
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる 柱の面は建築敷地(人工地盤)の境 界線より3m後退した線(計画図3 -1に表示する1号壁面線。ただ	2-2に表示す計画図2-3に表示す	又はこれに代わる柱の面から計画図る区画道路の境界線までの距離は、 表示する数値以上とする。 上必要な施設等で当該建築物の敷地	_	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から 計画図2-2に表示 する区画道路の境界

壁面後退区域に る工作物の 設置の制限	し、重複利用区域を除く。)を超えて建築してはならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等はこの限りではない。 (1) 道路一体建築物と道路上に設けられた西側南北ボッキ及と地域を表がまたがではずるための歩十に設けするためで当路一大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	内に存するもの並びに落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしについてはこの限りではない。 壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、門、へい、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについてはこの限りではない。	とする。	線図数でのでは、 で 3 と、でに下行るにはのと で 3 と、でに下行るにはののを で 2 値にだいの確かのでは、 でに下行るにはののを な当すがのめいい。 では、 でに下行るにはののもましたでは、 でに下行るにはののもましたのかは、 では、 でにな外柱ま以な置物にいの妨作ら益いい。 をなのがお、他げ物な上て。 のはは、 のないないないにはがないのがお、他げ物な上で、 のないがは、 のないい。 では、 のがお、他が物な上で、 のないい。 では、 のがお、他が物な上で、 のないい。 では、 のがお、他が物な上で、 のないい。 では、 のがお、他が物な上で、 のないい。 のないい。 のがお、 のがお、 のがら、 のないい。 のがお、 のがら、 のないい。 のないい。 のがお、 のがい。 のが、 のがい。 のがい。 のがい。 のがい。 のがい。 のがい。 のがい。 のがい。 のがい。 のがい。
又は色彩その他の意匠の制限	2. 建築物及び工作物は、歩行者の 3. 屋外広告物は、建築物との一体 観の形成に寄与するものとする。	安全で快適な通行に配慮したものとする。 性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、	, - 0	ご等とし、良好な都市景
	西側南北通路に面する店舗、飲 食店等商業施設の正面部分は、に ぎわいの形成と快適な歩行空間と の連続性に配慮したものとする。		-	_
垣又はさくの構 造の制限		_		道路に面する側の 垣又はさくの構造は 生け垣又は透視可能

			なおといったでは、 ないのもい。 (1) 道路のいいでは、 ののもい。 (1) 道路のいりでは、 ののもい。 (1) 道路のののののののののののののののののののののでは、 ののののののでは、 がいののののののでは、 がいのののののでは、 がいのののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、
立体道路	都市計画道路の 名称	東京都市計画道路 特殊街路中野歩行者専用道第2号線	るもの
に関する	重複利用区域※ 建築物等の建築 又は建設の限界	計画図表示のとおり。 計画図表示のとおり。	
事項	※		

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界については計画図表示のとおり」 (注1) Wは、前面道路(前面道路が2以上ある時は、その幅員の最大のもの。)の幅員のメートルの数値とする。

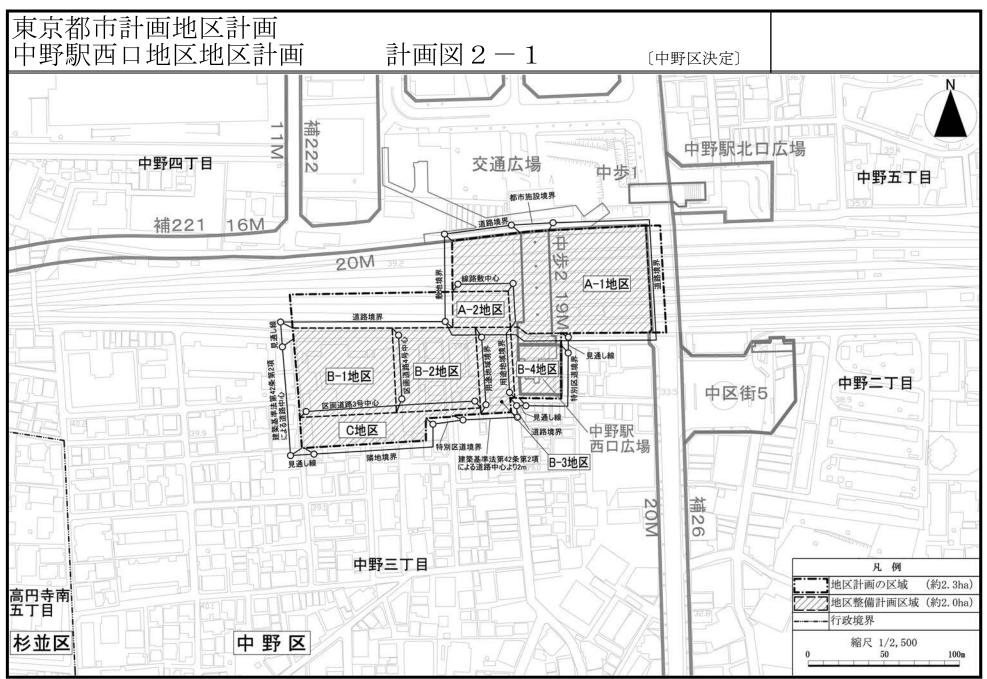
理由 : 土地の合理的かつ健全な有効利用と都市機能の更新を図り、広域中心拠点にふさわしい魅力ある都市空間を形成するため、新たに地区整備計画を定めることなどに伴い地区計画を変更する。



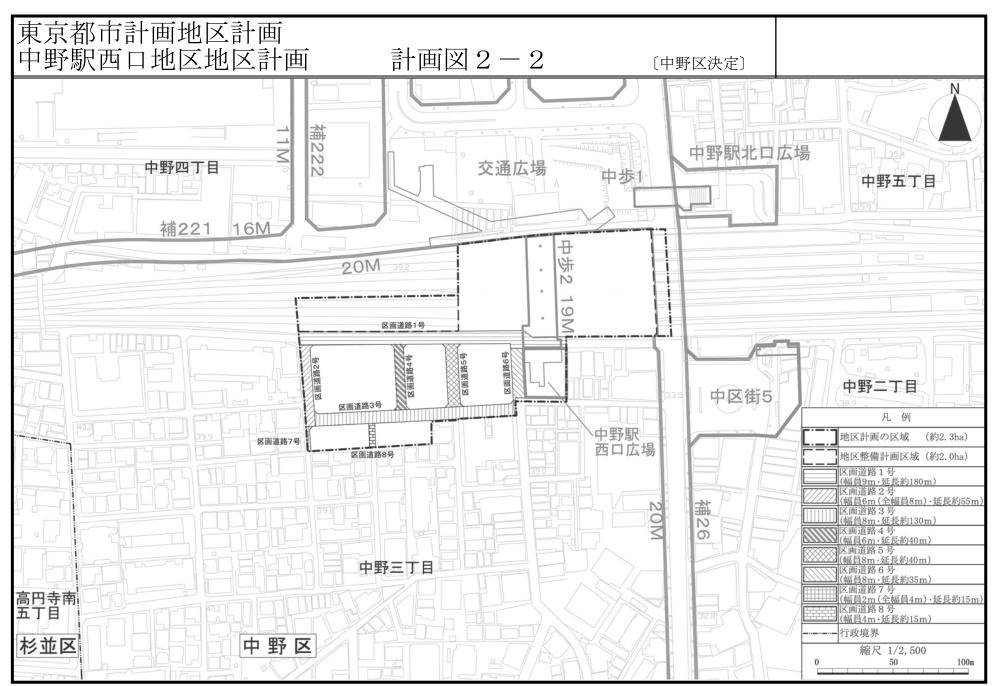
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(28 都市基交測第 16 号・MMT 利許第 27009 号―46) (承認番号)28 都市基街都第 191 号 平成 28 年 9 月 30 日



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(28 都市基交測第 16 号・MMT 利許第 27009 号―46) (承認番号)28 都市基街都第 191 号 平成 28 年 9 月 30 日



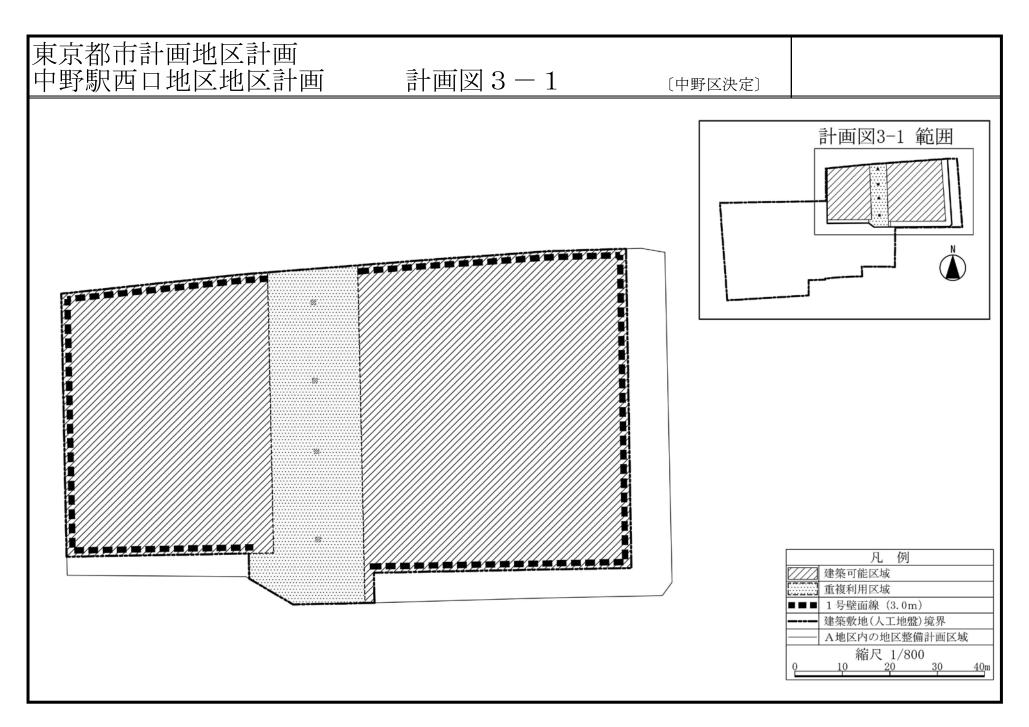
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(28 都市基交測第 16 号・MMT 利許第 27009 号―46) (承認番号)28 都市基街都第 191 号 平成 28 年 9 月 30 日

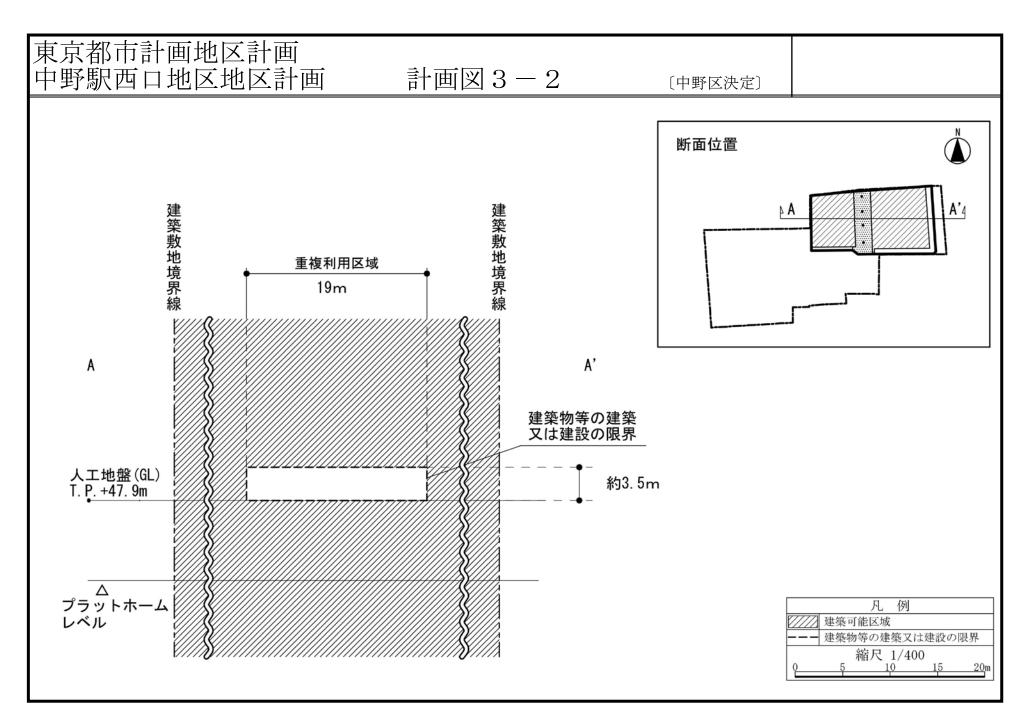


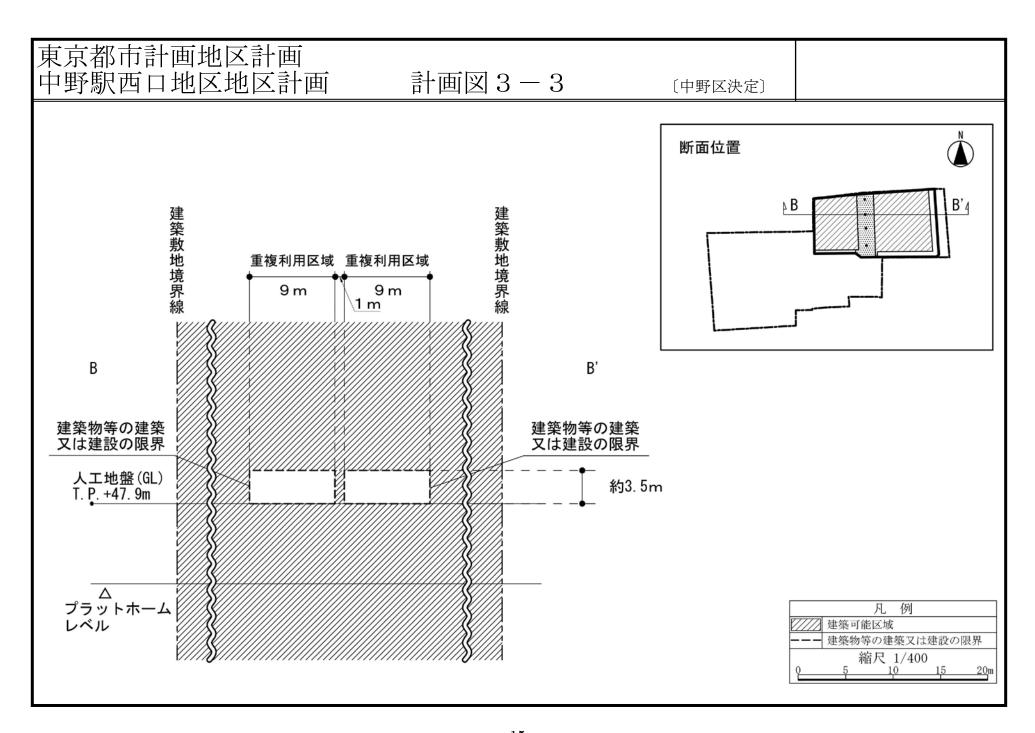
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(28 都市基交測第 16 号・MMT 利許第 27009 号―46) (承認番号)28 都市基街都第 191 号 平成 28 年 9 月 30 日

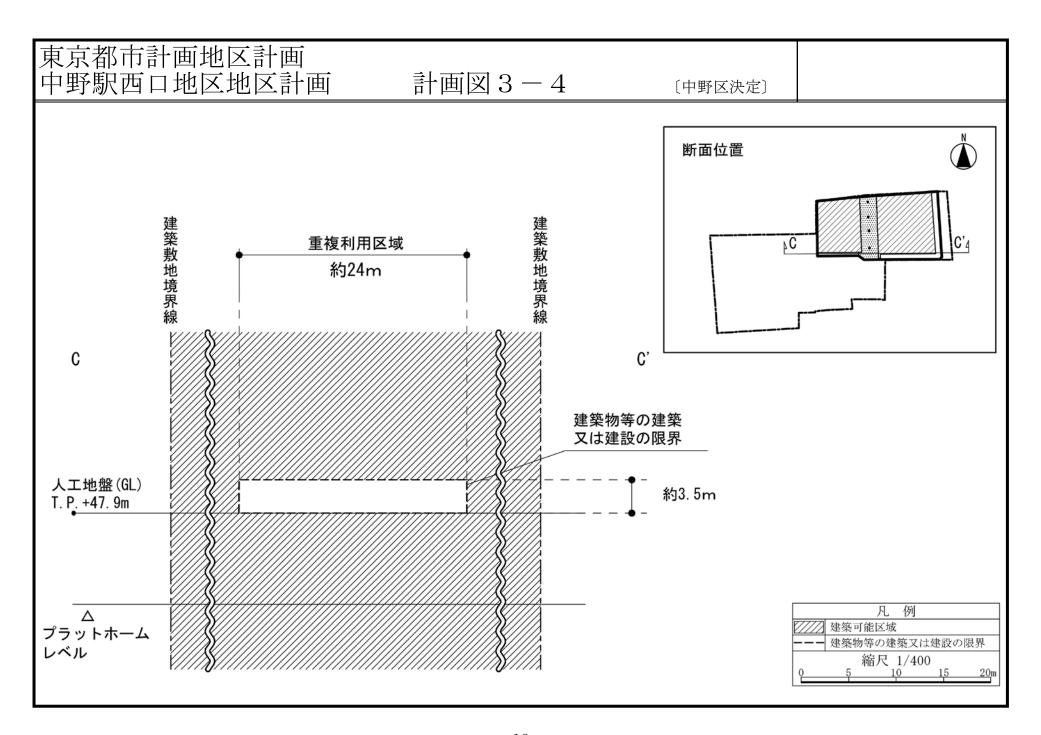


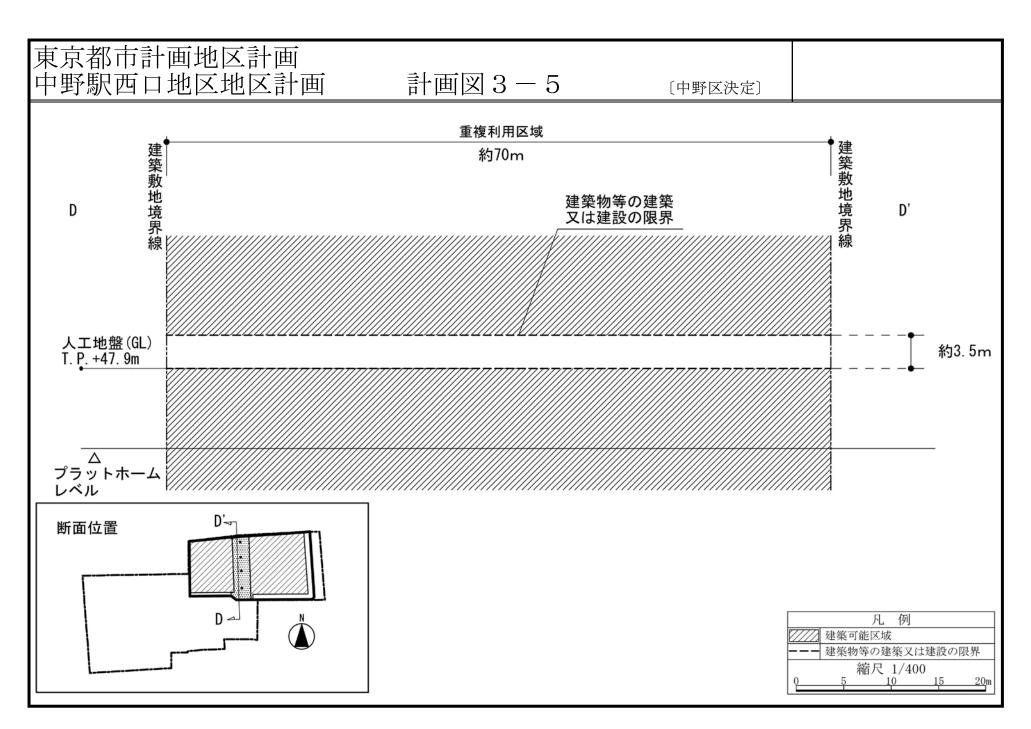
この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(28 都市基交測第 16 号・MMT 利許第 27009 号―46) (承認番号)28 都市基街都第 191 号 平成 28 年 9 月 30 日











(注)下線部は、変更箇所又は追加箇所を示す。

	事 項	変更後	変更前
	名 称	中野駅西口地区地区計画	中野駅西口地区地区計画
	位 置※	中野区中野三丁目及び中野四丁目各地内	中野区中野三丁目、中野四丁目各地内
	面 積※	約2.3 h a	約2.3 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	中野区の「広域中心拠点」の形成に向けて、地区の立地特性を踏まえ、三つの地区に区分し、土地利用の方針を以下に定める。 1. A地区 ・立体道路制度を活用し、中野駅上空に西側南北通路、西側改札及び駅ビルを一体的に整備し、駅から駅前広場及で周辺のまちへと続く安全で快適な歩行者動線と非常時における広域避難場所への誘導動線を確保し、本地区を含めた駅周辺の回遊性と生活利便性の向上を図る。 ・ (省略) 2. B地区 ・ (省略) ・ (省略) ・ (省略) ・ (省略) ・ 共同化や協調建替え等にあわせて歩行者空間及び、人々の憩いや交流の場となるオープンスペースを創出し、駅へつながる安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。また、拠点施設には一般交通の機能の向上に資する施設として自転車駐車場を整備し、地区内外における自転車交通の利便性及び安全性の向上を図る。	中野区の「広域中心拠点」の形成に向けて、地区の立地特性を踏まえ、三つの地区に区分し、土地利用の方針を以下に定める。 1. A地区 ・立体道路制度を活用し、中野駅上空に西側南北通路、西側改札及び駅ビルを一体的に整備し、駅から駅前広場、周辺のまちへと続く安全で快適な歩行者動線と非常時における広域避難場所への誘導動線を確保し、本地区を含めた駅周辺の回遊性と生活利便性の向上を図る。・(省略) 2. B地区 ・(省略) ・(省略) ・(省略) ・共同化や協調建替え等にあわせて歩行者空間及び、人々の憩いや交流の場となるオープンスペースを創出し、駅へつながる安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。
		3. C地区 ・ (省略)	3. C地区 ・ (省略)
	建築物等の整備の方針	魅力ある中野の玄関口としてふさわしい土地利用の誘導と良好な街並みの形成を図るために、地区の状況に応じて、建築物等の整備の方針を次のように定める。 1. 立体道路制度を活用して、道路の上空において建築物等の整備を一体的に行うため、都市計画道路の名称、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界を定める。 2. (省略) 3. 適正かつ合理的な土地の有効利用を図るとともに、後背の住宅地と調和した良好な住環境を保全するため、地区	魅力ある中野の玄関口としてふさわしい土地利用の誘導と良好な街並みの形成を図るために、地区の状況に応じて、建築物等の整備の方針を次のように定める。 1. 立体道路制度を活用して、道路の上空において建築物等の整備を一体的に行うため、都市計画道路の名称、重複利用区域、建築物等の建築又は建設の限界を定める。 2. (省略) 3. 適正かつ合理的な土地の有効利用を図るとともに、後背の住宅地と調和した良好な住環境を保全するため、地区

区域の整備・開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	の特性に応じ、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面築物等の高さの最高限度を定める。 4. 回遊性のある安全で快適な歩行者空底を確保するため、壁面の位置の制限を定める。 5. 複合市街地として良好な街並みの形態又は色彩その他の意匠のの構造の制限を定める。 6. B地区及びC地区において計画図を制限が定められた敷地については、地図な街並みの形成を誘導するため、関度、建築物の敷地面積の最低限度高限度、壁面の位置の制限及び壁面作物の設置の制限を一体的に定める斜線制限と前面道路幅員による容る。 7. 土地区画整理事業等による都市基盤合理的な土地利用を図るため、区域	積の最低限度 <u>及び</u> 建 間 <u>及び良好な相隣関</u> 関限 <u>及び</u> 壁面後退区域 過度及び壁面後退区域 。 が成を図るため、建築 の制限及び垣面の位置の 直で壁面の位置の 直でをででででででででででででででででででででででででででででででででででで	の特性に応じ、建築物の容積率の最高限度、建築物の建 ペい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築 物等の高さの最高限度を定める。 4. 回遊性のある安全で快適な歩行者空間を確保するため、 壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置 の制限を定める。 5. 複合市街地として良好な街並みの形成を図るため、建築 物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの 構造の制限を定める。
地		中野区中野三丁目及び中野四丁目各地内		中野区中野四丁目地内
区	 面 積	約2. Oha		約0.9ha
整備計画	地区施設の配 種類 置及び規模	 <u>幅員</u> <u>()は地区</u> <u>外を含めた全</u> <u>幅員</u>		
	<u>道路</u>	区画道路1号※ 9 m 約18		
			5 m 既存拡幅	
		区画道路 3 号※ 8 m 約 1 3 区画道路 4 号 6 m 約 4		
			0 m 新設 0 m 既存拡幅	
			5 m 既存拡幅	
			5 m 既存拡幅	
		区画道路8号 4 m 約 1	5 m 新設	

地	建	地区の名称	A-1地区	A-2地区	A-1地区	A-2地区	A-3地区
区	築	区分面積	約0.8ha	<u></u> 約0.1ha	約0.8ha	約500 m²	約300 m²
整	物	建築物等の用途の	風俗営業等の規制及び業務の	の適正化等に関する法律第2条	風俗営業等の規制	及び業務の適正化等に	に関する法律第2条
備	等	制限※	第1項各号に掲げる風俗営業	及び同条第5項に該当する営業	第1項各号に掲げる	風俗営業、同条第51	項に該当する営業の
計	に		の用に供する建築物は建築して	はならない。	用に供する建築物は	建築してはならない。	
画	関	建築物の容積率の	10分の60	10分の40	10分の60	10分の40	10分の20
	す	最高限度※					
	る・	建築物の建ペい率	10分の8	1	10分の8		10分の6
	事	の最高限度	1. 建ペい率の規定の適用に	ついては、街区の角にある敷地	1. 建ペい率の規定	の適用については、次	の第一号又は第二号
	項			築基準法第53条第3項第二号	のいずれかに該当 [、]	する建築物にあつては	上記に定める数値に
			の規定により特定行政庁が打	肯定するものの内にある建築 物	10分の1を加え	たものをもって上記に	定める数値とし、第
			にあっては上記に定める数値	直に10分の1を加えたものを	一号及び第二号に	該当する建築物にあつ	ては上記に定める数
			もって上記に定める数値とす	<u>る。</u>	値に10分の2を	加えたものをもって上	記に定める数値とす
					る。		
						≜ぺい率の限度が10 €	
						o、防火地域内にあるi	
						ら敷地又はこれに準ず	
						頁第二号の規定により!	特定行政庁が指定す
					るものの内にあ		The bake the Mile M. Bake - a
			2. 耐火建築物にあっては建ぺ	い率の規定は適用しない。		A-2地区において、	
						該当するものにあって	(は建へい率の規定
			3. 削除		は適用しない。	けしいはかのせめ ファシュー	たフ 担 人 によい 、 ア
			O. HIM			防火地域の内外にわる 物の全部が耐火建築。	
						防火地域内にあるもの	
					の規定を適用する		クとかなして、 <u>工</u> 記
		壁面の位置の制限	建筑物の外辟フけこれに代		.,	。 これに代わる柱の面に	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		至面の位置の間限	盤)の境界線より3m後退した			m後退した線(1号	
				献を除く。)を <u>超</u> えて建築しては)を越えて建築しては	· · · · · ·
			ならない。	スとM (。) と <u>他</u> たく是来しては		, elent care or the	
				いに該当する建築物等はこの限	ただし、次の各昇	分に該当する建築物等	等はこの限りではな!
			りではない。		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		, (5. 2) (5. 6.
			(1)~(3) (省略)		(1)~(3) (省略)		
		建築物等の形態又	1. 建築物 <mark>及び</mark> 工作物は、原作	色を避け、街並み形成に配慮す	1. 建築物および工	作物は、原色を避け、	街並み形成に配慮す
		は色彩その他の意			るなど周辺環境と	調和したものとする。	
		匠の制限	2. 建築物 <mark>及び</mark> 工作物は、歩行	者の安全で快適な通行に配慮	2. 建築物および工	作物は、歩行者の安全	で快適な通行に配

地区整備計画	築物等に関す	匠の制限				慮したものとする。 3. 西側南北通路に面する店舗、飲食店等商業施設の正面部分は、にぎわいの形成と快適な歩行空間との連続性に配慮したものとする。 4. 屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模及び意匠等とし、良好な都市景観の形成に寄与するものとする。
	る事	地区の名称		<u>B-3地区</u>	<u>B-4地区</u>	
	事項	区分 面積		約0.1 h a	<u>約0.1ha</u>	
	块	建築物等の用途の制限※	次に掲げる建築物は建築しては 1.1階を住宅、共同住宅、寄宿 (以下「住宅等」という。)の	音舎又は下宿 の用に供する	=	
			もの。ただし、住宅等の用に供			
			階段、昇降機、管理室、ごみ 室、倉庫、駐車場、自転車駐車			
			長が認めるものは除く。	<u>+ /// C 0 10 E</u>		
			2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に			
				する法律第2条第1項各号に掲げる風俗		
			営業及び同条第5項に該当する 供するもの。	<u> 6宮兼の用に</u>		
		建		0分の40		
		築	_	ただし、建	<u>–</u>	
		物		基準法第5		
		D F	 	9条の2第1 5(なみでは)		
		容 積		夏(総合設計) の規定に基づ		
		率		許可を受け		
		0	 	上建築物につ		
		最	 	いては、その		
		高		中可の範囲内		
		限 度		<u>において、上</u> 己限度を超え		
		度 ※		500とする		
		/•\\	 	ことができ		
			<u>る</u>			

	1	i				1	
地	建	建	区域の特性に	<u>10分の40</u>			
区	築	築	応じた容積率	ただし、建築基準法第59	<u>–</u>	<u>–</u>	
整	物	物	の最高限度	条の2第1項(総合設計)の	<u>)</u>		
備	等	\mathcal{O}	(目標容積率)	規定に基づき許可を受けた建	<u> </u>		
計	に	容		築物については、その許可の	<u>)</u>		
画	関	積		範囲内において、上記限度を	_		
	す	率		超えるものとすることができ	<u>:</u>		
	る	\mathcal{O}		<u>る。</u>			
	事	最	公共施設の整	1. 地区施設の道路の道路供	Ļ		
	項	高	備の状況に応	用開始告示前は10分の2	<u>, </u>		
		限	じた容積率の	0又はW(注1)×0.4の)		
		度	最高限度	いずれか小さい方の数値と			
		*	(暫定容積率)	する。	_		
				2. 地区施設の道路の道路供	ţ.		
				用開始告示後は10分の4	-		
				0とする。ただし、建築基			
				準法第59条の2第1項	_		
				(総合設計) の規定に基づ	5		
				き許可を受けた建築物につ	-		
					_		
				において、上記限度を超え	_		
				るものとすることができ	:		
				<u>る。</u>			
		建築	築物の敷地面積	1,000m ² 60m ²	•		
		の貴	是低限度	ー ただし、±	- 地区画整理事業	<u>–</u>	
				による換地(仮換地を含む。		
				以下同じ。)	面積が60㎡未		
				満の場合にお	いては、当該換		
				地面積とする	0		
		建築物等の高さの <u>建築物の高さの最高限度は、GL+31mと</u>					
		最高限度 する。		_			
		(GLは地盤面の高さとする。)		_			
	ただし、建築基準法第59条の2第1項						
	(総合設計)の規定に基づき許可を受けた建						
				築物についてはGL+50m	とする。		
ı	1					1	

壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から		
	計画図2-2に表示する区画道路の境界線ま	<u>–</u>	
	での距離は、計画図2-3に表示する数値以		
	<u>上とする。</u>		
	ただし、公益上必要な施設等で当該建築物		
	の敷地内に存するもの並びに落下物防止及び		
	その他歩行者の安全性を確保するために必要		
	なひさしについてはこの限りではない。		
壁面後退区域にお	壁面の位置の制限により建築物が後退した		
ける工作物の設置	区域においては、門、へい、広告物、看板そ	<u>–</u>	
の制限	の他歩行者の通行の妨げになるような工作物		
	を設置してはならない。ただし、公益上必要		
	なものについてはこの限りではない。		
建築物等の形態又	1. 建築物及び工作物は、原色を避け、街並み	外形成に配慮す	
は色彩その他の意	るなど周辺環境と調和したものとする。	_	
		<u> 窗な通行に配慮</u>	
したものとする。			
3. 屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和			
等に配慮した設置位置、形態、規模、意匠等とし、良好			
な都市景観の形成に寄与するものとする。			
	区画道路に面する店舗、飲食店等商業施設	<u>–</u>	
	の正面部分は、にぎわいの形成と快適な歩行		
	空間との連続性に配慮したものとする。		
地区の名称	<u>C地区</u>		
区分 面積	<u>約0.2ha</u>		
建築物の容積率の	<u>10分の20</u>		
最高限度※ ただし、区画道路7号のみに接する敷地については10分			
の18とし、区画道路8号のみに接する敷地については10			
	<u>分の16とする。</u>		
建築物の敷地面積	<u> </u>		
の最低限度 ただし、土地区画整理事業による換地面積が60㎡未満の		び60㎡未満の	
	場合においては、当該換地面積とする。		
建築物等の高さの 建築物の高さの最高限度は、GL+20mとする。			
最高限度	(GLは地盤面の高さとする。)		
	ける工作物の設置 の制限建築物等の形態又 は色彩その他の意 匠の制限名称 面積 国積率の 最高限度 ※建築物の敷地面積 の最低限度 建築物等の高さの	上とする。 ただし、公益上必要な施設等で当該建築物の敷地内に存するもの並びに落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしについてはこの限りではない。 壁面後退区域における工作物の設置の制限により建築物が後退した区域においては、門、へい、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについてはこの限りではない。 建築物及び工作物は、原色を避け、街並の名があるとする。 2. 建築物及び工作物は、原色を避け、街並のとする。 2. 建築物及び工作物は、原色を避け、街並のとする。 2. 建築物及び工作物は、歩行者の安全で快適したものとする。 2. 建築物及び工作物は、歩行者の安全で快適したものとする。 2. 建築物及び工作物は、歩行者の安全で快適したものとする。	上とする。

地区整備計画	する事	壁面の位置の制限 <u>壁面後退区域における工作物の設置の制限</u> 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 <u>垣又はさくの構造の制限</u>	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図2-2 に表示する区画道路の境界線までの距離は、計画図2-3 に表示する数値以上とする。 ただし、公益上必要な施設等で当該建築物の敷地内に存するもの並びに落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしについてはこの限りではない。 2. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.5 m以上としなければならない。 壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、門、へい、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについてはこの限りではない。 1. 建築物及び工作物は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。 2. 建築物及び工作物は、歩行者の安全で快適な通行に配慮したものとする。 3. 屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模、意匠等とし、良好な都市景観の形成に寄与するものとする。 道路に面する側の垣又はさくの構造は生け垣又は透視可能なネットフェンス等としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。 (1)道路面から高さ0.6 m以内のブロック塀又はこれに類するもの(2)門柱及び門柱に接続する長さが1.2 m以下のブロック塀等(3)その他区長が認めるもの	
		* G	本再从	***

事 項	変更後	変更前
	(注1) Wは、前面道路(前面道路が2以上ある時は、その幅員の最大のもの。)の幅員のメートルの数値とする。	

※は知事協議事項

